浦添市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第９号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年９月24日 条例第９号 （通勤手当） 第７条　フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例第14条の規定の例による。この場合において、その支給する額は、１月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。 （通勤に係る費用弁償） 第26条　パートタイム会計年度任用職員が給与条例第14条第１項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。 ２　〔略〕	浦添市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年９月24日 条例第９号 （通勤手当） 第７条　フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例第14条の規定の例による。この場合において、その支給する額は、規則で定めるものとする。 （通勤に係る費用弁償） 第26条　パートタイム会計年度任用職員が給与条例第14条第１項及び第３項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。 ２　〔略〕